

平成30年10月19日

各所属長様

市長

平成31年度予算編成方針について（通知）

このことについて、三次市予算規則（平成16年規則第67号）第4条の規定に基づき、平成31年度予算編成方針を定めたので通知する。

1 本市の財政状況

本市の財政状況については、平成27年度以降、合併による普通交付税の優遇措置が段階的に縮減される過程に入っており、合併による変化に対応した財政需要を普通交付税に反映する見直しが行われることにより、一定程度縮減額が圧縮されるものの、普通交付税が減額となっていくことには変わりなく、一般財源総額は減額を見込んでおり、厳しい状況が続く。また、人口減少や少子高齢社会の進展による社会保障関連経費の増大等が想定される一方で、公共施設やインフラ資産の老朽化対策等、将来を見据えて乗り越えなければならない課題が山積している。こうしたことに加え、消費税率の引き上げによる歳出も見込まれることから、これまで以上に特定財源の確保に努める必要がある。

2 基本的な考え方

(1) 第2次三次市総合計画の諸施策の推進

めざすまちの姿である「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次」を十分に意識し、これを具現化する子育て・医療・福祉の充実や拠点性の維持・向上に係る施策等を引き続き展開していく。

また、計画策定から5年が経過し、社会経済情勢等が大きく変化していることから、新たな課題に適切に対応するため、総合計画の見直しを行い、4つの挑戦に加え、今後、重点的に取り組むべき3つの項目を掲げることとしており、この重点項目も踏まえた予算編成を行うものとする。

重点項目

未来を拓く「子どもの未来応援」

「三次市子どもの未来応援宣言」に基づき、市民・地域・行政・学校がともに力を合わせて、本市で生まれ育つすべての子どもたちの可能性を伸ばし、希望を支え、チャレンジを応援するため、三次市子どもの未来応援宣言取組基本方針に沿った施策を進める。

重点項目

変化を起こす「ツナガリ人口」の拡大」

従来の定住人口や交流人口をはじめ、市外の方が市内の人々と多様な関わりを持った「外」と「内」でつながる関係人口や、市内において世代や組織を超えたつながり、同じ世代や地域・組織内でのつながりなど「内」と「内」でつながる市民を含めた“ツナガリ人口”を拡大し、地域に新たな変化を起こしていく施策に取り組む。

重点項目

生活を守る「災害に強いまちづくり」

近年、平成30年7月豪雨など、大規模な自然災害が発生しており、今後においても、気候変動の激化による災害の多発化、巨大化といった災害リスクが高まることが想定される。

大規模災害に対応できるよう、「自助」「共助」「公助」それぞれの防災対策を充実させるため、災害対応等の機能も考慮した多面的観点のインフラ整備と市民・地域・団体・企業・行政の協働によるハード・ソフト両面の施策を展開し、災害に強いまちづくりを進めていく。

(2) 5つの拠点創造プロジェクト

中国地方の十字路に位置する本市の拠点性を活かして、三次の新たな可能性の創出をめざすため、5つの拠点創造プロジェクト〔(仮称)みよしアグリパーク整備事業・三次まるごと博物館事業・新たな産業団地の確保事業・種鶏場跡地整備事業・県立中高一貫教育校の誘致(平成31年4月開校決定)〕の着実な実現や活用、連携を図る。

(3) 地域の拠点づくりの推進

これまで各地域において進めてきた、安心して住み続けたい生活最優先のまちづくりを継続していくため、必要な機能について市民と知恵を出し合い、その実現に向けて、住民自治組織等とともに役割分担し、協力・連携して取り組んでいく。

また、地域まちづくりビジョン実現への支援など、地域ごとの個性を活かした地域づくりを推進していく。

(4) 行財政改革の推進

第2次総合計画の行財政改革の取組及び第3次行財政改革大綱の基本理念を踏まえた予算編成を行うものとする。特に、合併による普通交付税の優遇措置が最終年となることから、今後も持続した安定的財政運営を図るため、行財政改革の取組を確実に実行するとともに、行政評価等をもとに必要性、効率性の観点から、個別に事業や施設の廃止を含めた見直しを行うものとする。

健全な財政運営の継続

早急な災害復旧対策への取組が最優先であり、一時的な財政状況に固執するものではないが、持続可能な財政基盤の確立に向けて、プライマリー

バランス(基礎的財政収支)を強く意識しながら、健全化判断比率を堅持するとともに、適正規模の財政調整基金の確保に努めるものとする。

各部局の要求基準(シーリング)

経常的な経費については、次のとおり要求基準を定め、主要施策の実現に向けた事業費への重点的な予算配分を行うこととする。

- ・平成29年度決算額を予算配分の基本とする
- ・内部管理経費は平成29年度決算額と同額以内とする。ただし、消費税等増額分を含む。

3 その他の留意事項

(1) PDCAサイクルの徹底

行政評価の対象事業については、PDCAサイクル、特に「C」の評価・点検、「A」の改善を念頭に、平成30年度『The行政チェック』を反映した予算編成とする。

(2) スクラップ・アンド・ビルドの取組(ゼロベースの観点)

全ての事務事業は、ゼロベースから見直し、事業統合や再構築そして廃止を含めた検討を行い予算への反映に努めること。

新規・拡充事業については、他の既存事業の規模縮小、廃止等により財源の確保に努めること。

特に、災害復旧対策に伴い、平成31年度は多額の繰越事業が発生する見込みであることを踏まえ、既存事業の休止や先送り等による事業量の平準化を図ること。

(3) 国・県等の諸施策の活用

国・県等の関係機関との連携を密にし、国等が進めている経済対策や地方創生の諸施策を最大限活用すること。

(4) 消費税率の引上げへの対応

消費税率の引上げに係る経費については、2019年10月から10%に引き上げられることを前提に、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとする。

また、引上げに合わせ実施が見込まれる幼児教育の無償化など、制度改革にかかると見込まれる地方財政への影響について、動向に注視すること。

(5) 費用対効果の検討

歳出予算の要求については、安易に前年度どおりの予算要求を行うことのないよう、経費の精査を十分に行い、最少の経費で最大の事業効果が上がる予算編成に最大限の努力を求めるものとする。

(6) 不用額の分析

決算を意識した予算編成として、各部局においては、平成29年度決算

不用額分析結果等を検証のうえ，過大な積算にならないよう適正な予算額の要求を行うものとする。

(7) 部局を超えた連携強化

政策の実現に向け，部局を超えた横の連携強化を図り，全庁体制の情報共有化による事業展開を図るものとする。

(8) 自主財源の確保

適正負担に基づく市民サービスの充実として，施設利用や各種行政サービスの提供に際して，受益者に応分適正の負担を求めることは，住民間の公平を図り，住民サービス総体の向上を図る重要な要素である。このため，使用料・手数料等の収入確保に鋭意努めるものとする。

施設の使用料等については，市民負担の公平性の観点から，受益と負担の適正化が図られるよう，調査したうえで，適正な使用料等の把握に努めること。

(9) 基金の活用

真に本市の発展につながることを見極めた中で，挑戦的に取り組んでいくことが必要と判断される施策については，基金の効果的かつ積極的な活用を検討するものとする。特に災害復旧対策の実施については，積極的な基金活用を図り，早急な実施を行うものである。

以上の方針に基づく細目については，別途，財務部財政課通知「平成31年度予算要求要領」により予算要求を行うものとする。